

令和6年度答申第28号  
令和6年8月30日

諮問番号 令和6年度諮問第31号（令和6年7月24日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 平均賃金決定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）12条の8第1項2号に規定する休業補償給付の支給の請求をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）12条8項の規定に基づき、その平均賃金を決定する処分（以下「本件決定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

##### (1) 保険給付

労災保険法7条1項は、この法律による保険給付は、同項各号に掲げる保険給付とすると規定し、同項1号には、労働者の業務上の負傷、疾病、傷害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付が掲げられている。そして、労災保険法12条の8第1項は、業務災害に関する保険給付は、同項各号に掲げる保険給付とすると規定し、同項2号には休業補償給付が掲げ

られている。

(2) 給付基礎日額と算定事由発生日

労災保険法 8 条 1 項は、保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額は労働基準法 12 条の平均賃金に相当する額とし、この場合において、同条 1 項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日（以下「算定事由発生日」という。）は、労災保険法 7 条 1 項 1 号に規定する負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は同号に規定する疾病の発生が確定した日とすると規定している。

(3) 平均賃金

ア 労働基準法 11 条は、この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として労働者に支払われる全てのものをいうと規定している。

イ 労働基準法 12 条 1 項は、この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日（算定事由発生日）以前 3 か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいうと規定し、同項ただし書 1 号は、その金額は、「賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の 100 分の 60」を下つてはならないと規定している。

なお、上記の「これを算定すべき事由の発生した日（算定事由発生日）以前 3 か月間」とは、算定事由発生日の前日から遡る 3 か月間をいい、算定事由発生日は含まないと解されている（厚生労働省労働基準局編「労働基準法上（令和 3 年版）」180、181 頁参照）。

ウ 労働基準法 12 条 2 項は、前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算すると規定している。

エ 労働基準法 12 条 6 項は、雇入れ後 3 か月に満たない者については、同条 1 項の期間は、雇入れ後の期間とすると規定している。

オ 労働基準法 12 条 8 項は、同条 1 項から 6 項までの規定によって算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによると規定している。

カ 上記オを受けて制定された昭和 24 年労働省告示第 5 号「労働基準法第 12 条第 1 項乃至第 6 項の規定によつて算定し得ない場合の平均賃金」（以下「本件告示」という。）は、都道府県労働局長が労働基準法 12 条

1 項から 6 項までの規定によって算定し得ないと認めた場合の平均賃金は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによると規定している（2 条）。

キ 上記力を受けて発出された昭和 27 年 4 月 21 日付け基収第 1371 号労働省労働基準局長通達「雇入れ後 3 カ月に満たない者の平均賃金に関するもの」（以下「本件通達」という。）は、「雇入れ後 3 カ月に満たない者について平均賃金を算定する場合は法（注：労働基準法）第 12 条第 1 項乃至第 6 項による。但し直前の賃金締切日より計算すると未だ一賃金算定期間（1 カ月を下らない期間）に満たなくなる場合には、昭和 24 年労働省告示第 5 号第 2 条に基き事由の発生日（注：算定事由発生日）から計算を行うこととする。」と定めている。

なお、上記の場合も、上記イのなお書きの解釈に基づき、平均賃金の額は、算定事由発生日の前日から遡って計算することになる。

#### (4) 事務の所轄

ア 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災保険法施行規則」という。）1 条 2 項は、労働者災害補償保険に関する事務は、厚生労働省労働基準局長の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うと規定している。

イ 労災保険法施行規則 1 条 3 項は、上記アの事務のうち、保険給付に関する事務は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うと規定している。

ウ したがって、労働基準法 12 条 8 項の規定に基づく平均賃金の算定は、都道府県労働局長の所掌事務であるが、A 労働局の管内においては、都道府県労働局長が行うこととされている平均賃金の決定事務のうち、労働基準法 12 条 1 項から 6 項までの規定によって平均賃金を決定することができない場合の平均賃金の決定事務は、「事業場を離職後業務上疾病にかかった労働者の離職時の賃金額が不明な場合」及び「特に平均賃金を算定することが困難な場合」の平均賃金の決定事務を除き、管内の労働基準監督署長が専決処分として行う（この専決処分は単なる内部委任であり、決定権者は A 労働局長である。）とし、管内の労働基準監督署長が上記の専決処分をしたときは、A 労働局長が平均賃金を決定したことを記載した平均賃金決定通知書により通知すると定めている（平成 13 年 3 月 23 日付け文書番号 a 号 A 労働局長通達「平均賃金決定事務について」の記 1 の(2)）。なお、平成 29 年 5 月 29 日付け基監発 0529 第 1 号・基補発 0529

第1号厚生労働省労働基準局監督課長・補償課長事務連絡「労働基準法第12条第8項の規定に基づく平均賃金の算定について」の記2には、労働基準監督署長が都道府県労働局長の補助機関として専決により平均賃金を決定した場合の通知について、都道府県労働局長名でする方法と労働基準監督署長名でする方法が示されている。）。。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年3月31日にB社（以下「本件会社」という。）に土工として雇用された者であるが、同年4月12日、本件会社が請け負った工事現場において、スラブコンクリート打設用のシート養生をしていたところ、つまずいて左足が鉄筋の間に入って転倒し、左足関節捻挫の負傷をした（以下この事故を「本件事故」という。）。。

（賃金台帳（出勤簿併用）、休業補償給付支給請求書）

- (2) 審査請求人は、平成30年12月25日、C労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、本件事故を原因とする休業補償給付の支給を請求した。

（休業補償給付支給請求書）

- (3) 本件労基署長は、本件事故を業務災害と認定し、平成31年3月7日付けで、審査請求人に対し、平均賃金の額を「8,845円71銭」（以下「本件平均賃金額」という。）と決定する専決処分（本件決定処分）をするとともに、本件平均賃金額を給付基礎日額として算定した休業補償給付額を支給するとの決定をした。

（調査結果復命書、平均賃金決定通知書、療養・休業補償給付等支給決定通知）

- (4) 審査請求人は、令和元年6月23日、審査庁に対し、本件決定処分を不服として本件審査請求をした（審査請求人は、本件決定処分があったことを平成31年3月23日に知り、同年6月23日、審査庁宛てに本件審査請求に係る審査請求書（郵便はがき）を郵送し、審査庁は、同月25日、これを受け付けた。）。。

（審査請求書（郵便はがき）、補正書2通）

- (5) 審査庁は、令和6年7月24日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書（差し替え後のもの））

### 3 審査請求人の主張

労災保険の支給金（休業補償給付額）が間違っているから、本件決定処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 休業補償給付額の算定基礎となる給付基礎日額は、労災保険法8条1項の規定により、労働基準法12条の平均賃金に相当する額とされている。そして、労働基準法12条8項は、同条1項から6項までの規定によって算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣が定めるところによると規定している。これを受けて、厚生労働大臣は、本件告示において、上記の場合における平均賃金は厚生労働省労働基準局長の定めるところによると定めている（2条）。

2 本件事故は、雇入れ直後の一賃金期間に満たない時期に発生している。このような場合における平均賃金の額の算定については、厚生労働省労働基準局長が、本件通達において、具体的な方法を定めているところ、処分庁は、本件通達に従って審査請求人の平均賃金の額（本件平均賃金額）を「8, 845円71銭」と算定しており、その算定方法に違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件決定処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

## 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問までの一連の手続の経過は、以下のとおりである（なお、括弧内は、当該手続に要した期間である。）。)

本件審査請求の受付 : 令和元年6月25日

補正命令（1回目） : 同年7月9日  
(本件審査請求の受付から2週間)

補正書（1回目）の受付 : 同年8月13日

補正命令（2回目） : 同年8月30日  
(補正書（1回目）の受付から約半月)

補正書（2回目）の受付 : 同年9月4日

審理員の指名 : 令和2年6月5日  
(補正書（2回目）の受付から約9か月)

弁明書の受付 : 同年7月8日

|              |                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------|
| 反論書の提出期限     | : 同年8月11日                                        |
| 弁明書（訂正）の受付   | : 令和3年7月6日                                       |
| 審理員意見書の提出    | : 同年9月8日                                         |
|              | (弁明書の受付から1年2か月、反論書の提出期限（反論書は、提出されなかった。）から約1年1か月) |
| 審査請求人の住所確認依頼 | : 令和5年4月4日                                       |
|              | (審理員意見書の提出から約1年7か月)                              |
| 上記依頼への回答     | : 同年6月20日                                        |
| 本件諮問         | : 令和6年7月24日                                      |
|              | (審理請求人の住所確認依頼への回答から約1年1か月、本件審査請求の受付から約5年1か月)     |

- (2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から補正命令（1回目）までに2週間、②補正書（1回目）の受付から補正命令（2回目）までに約半月、③補正書（2回目）の受付から審理員の指名までに約9か月、④弁明書の受付又は反論書の提出期限から審理員意見書の提出までに1年2か月又は約1年1か月（なお、弁明書（訂正）は、弁明書における平均賃金の額の算定に関する引用条文の誤りを訂正しただけのものである。）、⑤審理員意見書の提出から処分庁への審査請求人の住所確認依頼までに約1年7か月、⑥上記⑤の依頼への処分庁の回答から諮問までに約1年1か月もの期間を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約5年1か月もの長期間を要している。

しかし、上記①から⑥までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。一件記録によれば、本件では、審理手続の途中で審査請求人と連絡が取れない時期があったことが認められるが、その点を踏まえたとしても、審査請求の受付から諮問までに5年以上もの長期間を要したことは、簡易かつ迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）にもとるものといわざるを得ない。審査庁（審理員）においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問までの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件決定処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、平成30年3月31日に本件会社に雇用され、同年4月12日に本件事故により負傷をした（上記第1の2の(1)）。本件会社における賃金締切日は、毎月末日である（調査結果復命書）。本件通達によれば、雇入れ後3か月に満たない者の平均賃金も労働基準法12条1項から6項までの規定によって算定するが、審査請求人のように、雇入れ後の期間が直前の賃金締切日から計算して一賃金期間（1か月を下らない期間）に満たない者の場合には、算定事由発生日（負傷の原因である事故が発生した日）の前日から遡って平均賃金の額を算定することになる（第1の1の(3)のキ）。したがって、本件における平均賃金の額の算定期間は、審査請求人が本件会社に雇用された日から本件事故が発生した日の前日まで（以下「本件算定期間」という。）ということになる。

(2) 弁明書によれば、処分庁は、本件会社作成の審査請求人に係る賃金台帳（出勤簿併用）の記載に基づき、審査請求人の平均賃金の額を次のとおり算定している。

ア 基本給（時給1,750円）

審査請求人は、本件算定期間において1日8時間の現場での労働を6日したから、基本給の額は、8万4,000円（＝1,750円×8時間×6日）である。

イ 残業手当（1時間2,200円）

審査請求人は、本件算定期間において残業を4時間したから、残業手当は、8,800円（＝2,200円×4時間）である。

ウ 食事手当（1日1,000円）

審査請求人は、本件算定期間において労働を7日（＝現場での労働をした6日＋雑作業をした1日）したから、食事手当の額は、7,000円（＝1,000円×7日）である。

エ 雑作業（1回1,700円）

審査請求人は、本件算定期間において雑作業（現場での労働がない日にした宿舍の荷物の運搬作業）を2回したから、雑作業の額は、3,400円（＝1,700円×2回）である。

オ 平均賃金の額

(ア) 審査請求人の平均賃金の額は、労働基準法12条1項本文に規定する方法によって算定すると、上記アからエまでの賃金の総額（10万3,200円＝8万4,000円＋8,800円＋7,000円＋3,400円）を本件算定期間の日数（31日）で割ると、平均賃金は3,451円646分となる。

0円)を雇入れ後の期間の総日数(雇入れ日から本件事故が発生した日の前日までの12日)で除することにより、8,600円(=10万3,200円÷12日)となる。

(イ) 審査請求人の基本給は、上記アのとおり時給であるから、労働基準法12条1項ただし書に規定する方法によって同号の金額を計算すると、その金額は、賃金の総額(10万3,200円)を上記(ア)の雇入れ後の期間中に労働した日数(7日)で除した金額に100分の60を乗ずることにより、8,845円71銭(=10万3,200円÷7日×60%)となる(銭位未満の端数は、切り捨てる(昭和22年11月5日付け基発第232号労働省労働基準局長通達「平均賃金に銭位未満の端数がある場合の切捨てに関するもの」))。

(ウ) そうすると、上記(ア)の金額が上記(イ)の金額を下回っていることから、処分庁は、労働基準法12条1項ただし書1号の規定に基づき、上記(イ)の金額をもって審査請求人の平均賃金の額(本件平均賃金額)と決定した。

(3) 上記(1)及び(2)によれば、処分庁は、本件通達に従って本件平均賃金額を算定しているから、本件決定処分は、違法又は不当とは認められない。

(4) なお、審査請求人は、労災保険の支給金(休業補償給付額)が間違っていると主張する(上記第1の3)が、これは、本件労基署長が決定した休業補償給付額をも争っていると解することができる。

しかし、本件労基署長が決定した休業補償給付額の当否は、本件労基署長がした「保険給付に関する決定」についての不服として、A労働局に置かれた労働者災害補償保険審査官に対する審査請求において争うべき事柄であって(労災保険法38条1項、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)7条1項)、本件審査請求での検討対象とはならないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員 原

優



委 員 野 口 貴 公 美  
委 員 村 田 珠 美